

令和5年度 第5回
沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会
会議録

と き：令和5年9月13日（水）

ところ：水道部庁舎 3階会議室

事務局からの説明後、次のような質疑・応答がありました。

委員	付帯事項3の「適時適切」という表現について、この表現は良いと思いますが、これまで消費税率が上がった時に料金を見直してこなかった背景があるため、「適時適切」の中に「消費税率の改定を含む」のような文言を入れたほうが良いと感じました。
事務局	<p>水道料金は、平成22年の改定から13年ほど経過し、この間、消費税率は段階的に引き上がってきました。水道料金には消費税が含まれているため、その分経営的な影響はありましたが、その時々を経営状況を本審議会で確認していただいております。前は令和元年度に審議していただきましたが、健全な経営ができているとして料金改定は必要ないという答申をいただきました。</p> <p>ご意見にある「適時適切」という言葉には消費税率の改定時も含まれます。消費税率改定時にも、人口減少等による収益の減少や企業債残高などの経営状況を考慮しながら、料金改定の必要性について「適時適切」に検討していきたいと考えており、答申書の表現については、原案のままとさせていただきたいと考えています。</p>
委員	事務局として「適時適切」という表現に、消費税率も含むという理解であれば、このままで良いと思います。
会長	答申書案の上下水道それぞれの料金表の備考欄に、消費税を含むという文言がありますが、これは以前からあるということでしょうか。
事務局	この表は、条例に定められている表のスタイルをそのまま載せており、消費税を含むという部分も入っています。
会長	消費税を含んだ上で、こういう答申をしていくということをご理解いただければと思います。